

2.5 交通量

計画地周辺の主要な道路としては、計画地に面する一般国道 279 号の他、一般県道むつ東通線が存在する。また、計画地の西側には陸奥湾に沿う形で J R 大湊線が存在する。

ここで、計画地周辺の道路交通量の調査結果を表 2-5 に、交通網の状況と交通量調査の地点図を図 2-5 に示す。

表 2-5 交通量調査結果

No	路線名	交通量 観測地点名	平日昼間 12 時間			平日 24 時間		
			自動車類交通量（台）			自動車類交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般国道 279 号	むつ市大曲二丁目 1-1	5,143	476	5,619	6,256	768	7,024
2	一般国道 279 号	むつ市大字奥内字近川	6,656	836	7,492	8,185	1,255	9,440
3	一般県道むつ東通線	むつ市大字奥内字近川	589	73	662	705	89	794

出典：平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表



図 2-5 交通網の状況及び交通量調査地点位置図

2.6 生活環境に係る主要な発生源

大気質、騒音・振動及び悪臭等の主要な発生源について整理した。

大気質の発生源となる施設については、大気汚染防止法及び青森県公害防止条例により届出が義務付けられている。計画地のあるむつ市の届出状況は表 2-6 に示すとおりであり、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設が 140 施設、粉じん発生施設が 15 施設で、青森県公害防止条例に基づくばい煙発生施設が 152 施設、粉じん発生施設が 26 施設となっている。

騒音・振動については、むつ市では平成 24 年に騒音規制法及び振動規制法や青森県公害防止条例に基づく規制地域の指定が行われているが、計画地周辺は指定地域外となる。むつ市の施設の届出状況は表 2-7 に示すとおりであり、騒音規制法に基づく特定施設は 137 施設、振動規制法に基づく特定施設は 53 施設となっている。

悪臭については、むつ市では平成 24 年に悪臭防止法に基づく規制地域の指定が行われており、計画地周辺も地域指定がなされている。ただし、むつ市において悪臭に係る特定施設の届出はされていない。

また、むつ市での平成 25~29 年度における公害苦情の発生状況は表 2-8 に示す。むつ市では、大気汚染及び 7 公害以外の公害に関する苦情が多い状況である。

表 2-6 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づくむつ市の届出施設数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

大気汚染防止法				青森県公害防止条例			
ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設	
施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数
140	67	15	10	152 (86)	84 (40)	26	9 (3)

注：1 粉じん発生施設は、一般粉じん発生施設のみで、県内に特定粉じん発生施設はない。

2 県条例対象施設のみを設置する工場事業場数は、括弧書とした。

出典：平成 29 年版環境白書（青森県環境政策課）

表 2-7 騒音規制法及び振動規制法に基づくむつ市の届出施設数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

特定施設				特定建設作業	
騒音規制法		振動規制法		騒音規制法	振動規制法
特定施設数	特定工場数	特定施設数	特定工場数		
137	32	53	20	0	1

出典：平成 29 年版環境白書（青森県環境政策課）

表 2-8 公害苦情の発生状況

項目	年度				
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
	件数	件数	件数	件数	件数
大気汚染	18	21	14	11	10
水質汚濁	8	3	6	5	2
悪臭	5	2	6	9	3
騒音	6	2	2	4	3
振動	0	0	0	0	0
地盤沈下	1	0	0	0	0
土壤汚染	0	0	0	4	4
7 公害以外	47	34	22	26	7
計	85	62	50	59	29

2.7 地盤性状

「土地分類基本調査 近川 1971 年」（国土交通省国土政策局国土情報課）による表層地質図を図 2-6 に示す。

地質の状況については、計画地は沖積層である未固結の砂が分布しており、垂直的分類では沖積低地で泥層を主とする地帯に属している。また、計画地の周辺には、東側に丘陵地が形成されており、ローム質火山灰、砂岩、泥岩、安山岩質集塊岩が広く分布する。

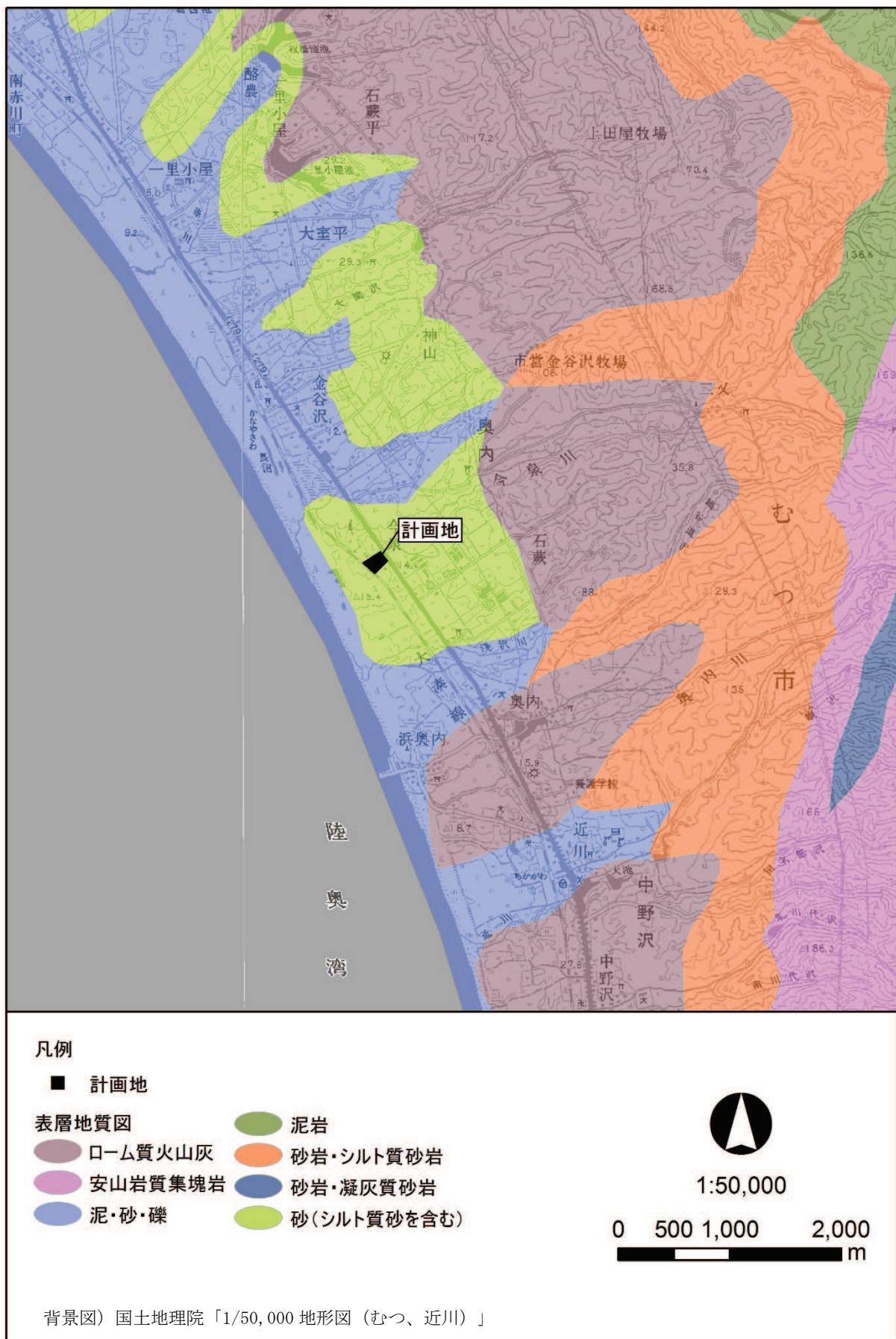


図 2-6 計画地及び周辺の表層地質図